

旧軽井沢の歴史と景観を守る会

定 款

令和3年10月1日に施行された「軽井沢町環境基本条例」の前文では条例の趣旨が次のように記載されています。すなわち、

「雄大な浅間山のふところにいだかれ、深い緑と涼しい風、美しい水の流れ、多様な生物に恵まれた私たちのまち、それが軽井沢町です。この豊かな自然を貴重な財産として、私たち住民は節度を保った健全な生活を守り、その一方で外国人を含めた優れた先人達に導かれて、それぞれの時代に先駆ける文化を創造し、歴史を積み重ねてきました。

取り巻く自然、そこで過ごす住民、組織化された社会の三つの要素が揃って成立するのが「風土」とすれば、私たちはこの類まれな風土を世界に冠たるものとして未来に引き継ぐ責務があります。自然界の成り立ちを支える生態系は、わずかな油断でバランスを崩すため、それを守るうえでは細心の心配りが必要です。人々の生活は利便性や豊かさを追求しつつも環境への負荷を少なくするため、抑制の効いたライフスタイルが求められます。さらに社会経済活動は、地球環境の持続可能性と常に向き合わなければなりません。

この風土を守ることが国土全体の環境対策につながり、ひいては気候変動などの地球規模の環境破壊を引き起こさないための原動力にもなるという認識に立って、このまちに関係する全ての人々が持続可能な社会の構築に向けて協働し、環境の保全及び創造を推進することにより軽井沢町の未来に貢献するため、この条例を制定します」と。

「旧軽井沢の歴史と景観を守る会」の活動は、「軽井沢町環境基本条例」施行の前より行なわれてきていますが、上記同条例前文の趣旨を達成するためにも、私たちは、今何が起きているか、現実を観察し分析しながら、どうするべきかを具体的に考え、別荘民、定住者、行政などが一体となり、実効性のある施策がされるようにしてゆくことが重要と考えます。

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、旧軽井沢の歴史と景観を守る会と称する。英語表記は、Heritage and Landscape Conservation Society of Karuizawa とし、略称は「守る会」とする。

(目的)

第2条 当会は、旧軽井沢および軽井沢の優れた自然環境、景観、歴史、文化を適切に維持、保全し、またそれらが継承されてゆくため、下記の非営利の活動を行う。

1. 旧軽井沢および軽井沢の自然環境、景観、歴史、文化に関する理解を深めるための活動
2. 旧軽井沢での景観育成住民協定（以下「協定」とする）およびそれに準ずる協定に関する活動支援
3. 旧軽井沢以外の軽井沢における、上記第2項記載の活動支援
4. 書籍・雑誌その他の印刷物、および電子出版物の企画、制作
5. 音声および映像コンテンツの企画、制作
6. その他当団体が適切とみなす活動

(主たる事務所の所在地)

第3条 当会は、主たる事務所を長野県北佐久郡軽井沢町に置く。

(公告方法)

第4条 当会の公告は、必要に応じ、電子公告等により行う。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 当会の会員は、協定参加者、協定に参加する目的で協定への同意書を当会に提出し、評議会が承認したものを正会員とする。また、同意書の提出はしていないが、当会の設立の趣旨、第2条第2項および第3項の景観育成住民協定もしくはそれに準ずる活動を含めた当会の目的に賛同の意思表示をしたもので評議会が承認したものを準会員とする。正会員と準会員を総称し、会員と呼ぶ。正会員は第2条に記載する当会の活動に関する情報を必要に応じ得ることが出来る。準会員は、総会および当会の主催する歴史と文化シリーズ等に参加が出来るものとする。

(当会の運営費用と寄付・会費)

第6条 当会の運営費用は、当面会員からの寄付等によりなされ、会員はその趣旨を尊重し暖かく支援することが期待されるが、今後必要に応じ、評議会で会費を定めた時は、会員はそれを納入しなければならない。但し、正会員が所属する景観育成住民協定でその会費を支払う場合はその限りでない。

(会員名簿)

第7条 当会は、会員の氏名および住所を記載した「会員名簿」を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当会の会員に対する通知または催告は、会員が当会に届け出た居所あるいはメールアドレスにあてて行うものとする。

(退会)

第8条 会員の退会は、次に掲げる事由による。

1. 会員の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2. 死亡または解散

3. 会員の同意

4. 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、会員総会の決議によってすることができる。

第3章 評議会

(評議会の設置と構成)

第9条 当会は、意思決定機関として評議会を設置する。

2 評議会の構成員（以下評議員という）は、次の者をもって充てる。 ①旧軽井沢の各景観育成住民協定における正・副運営委員長 ②各正・副運営委員長の合議により推薦された事務局長および専門委員。

(評議会の機能)

第10条 評議会は、会の基本方針、年間事業計画、予算・決算、重要な対外対応等の事項を、幹事グループの活動方針、報告を、議論し、決定する。各年度中に年次評議会を開催し、必要に応じて臨時年次評議会を開くことができる。

(会長および副会長)

第11条 当会は、会長1名、副会長1名以上を置き、評議会の指名により選任する。会長は会を代表し、評議会の議長を務める。副会長は、会長に事故もしくは支障があるとき、会長の職務を代行する。

(業務執行および幹事グループ)

第12条 当会の業務執行は、評議会の指名により選任された以下の者をもって行う。

①会長 ②副会長 ③事務局長 ④専門委員 ⑤業務に応じ評議会により指名された幹事。2 これらのものを総称して「幹事グループ」と称する。

(事務局長)

第13条 事務局長は、当会の事務業務を統括し、評議会の指名により選任される。事務局長は必要に応じ幹事グループより副事務局長を選任できる。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、原則として2年とする、第9条の定めに従って選任される。

(幹事グループの構成員の任期)

第15条 幹事グループの構成員の任期は、原則2年とし、任期終了後も後任が決定されるまでの間は、評議会の決定に基づき、その職務を継続する。

(幹事グループの業務評価)

第15条の2 評議会は、幹事グループの業務遂行状況について、少なくとも年1回、業務報告に基づき評価を行い、その結果を記録として保存する。必要に応じて、改善勧告または構成員の交代を求めることができる。

第4章 年次評議会

(招集)

第16条 年次評議会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時年次評議会は、必要に応じて招集する。

② 年次評議会は、評議員の過半数の決定により会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

③ 年次評議会を招集するには、会日より1週間前までに、評議員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第17条 年次評議会は、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第18条 年次評議会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長、あるいはあらかじめ定めた順位により、他の評議員がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 年次評議会では、幹事グループより、年次活動、年次財務および、次年度の活動および予算案等についての報告を行う。年次評議会での決議は、評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 評議員は、当会の他の評議員の代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、評議総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(年次評議会議事録)

第21条 年次評議会の議事については、指名された評議員が議事録を作成し、5年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

(報酬等)

第22条 評議員、幹事グループ職に伴う報酬は支給しない。

第4章 会 員 総 会

(招 集)

第23条 当会の会員総会は、年次評議会後、毎事業年度末日の翌日から起算し6か月以内に招集し、臨時会員総会は、必要に応じて招集する。

② 会員総会は、評議員の過半数の決定により会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

③ 会員総会を招集するには、会日より2週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第24条 会員総会は、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長、あるいはあらかじめ定めた順位により、他の評議員がこれに代わる。

(決議の方法)

第26条 会員総会では評議会および幹事グループが当会の年次活動および次年度の計画を報告する。決議を必要とする場合は、委任状を含めた出席正会員の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第27条 会員は、当会の他の会員の代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(会員総会議事録)

第28条 会員総会の議事については、指名された評議員が議事録を作成し、5年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 計 算

(資産の構成)

第29条 当会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の管理)

第30条 当会の資産は、評議総会の決議に基づいて、会計担当幹事がこれを管理する。

(経費の支弁)

第31条 当会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第32条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 会長は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表および損益計算書）および事業報告書を評議員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については年次評議員会の承認を受け、事業報告書については幹事グループがその内容を年次評議員会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第34条 当会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書および事業報告書を、年次評議員会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第35条 当会は、剰余金の配当はしないものとする。

(内部会計監査)

第35条の2 評議員会は、当会の業務および会計の適正性を確認するため、内部監査役を評議員もしくは外部専門家より1名以上選任することができる。内部監査役は、幹事グループの財務に関する監査を行い、その結果を年次評議員会に報告する。

第6条 解 散 及 び 清 算 等

(解散の事由)

第36条 当会は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 年次評議員会の決議
2. 合併（合併により当会が消滅する場合）
3. 破産手続開始の決定
4. 裁判所の解散命令

(特別の利益の禁止)

第37条 当会は、当会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当会の評議員、幹事もし

くは会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、評議員、幹事等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(残余財産の帰属)

第38条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、年次評議会の決議を経て、当会の趣旨に合う団体、法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(当会の連絡先)

第39条 当会の連絡先は下記とする。

〒104-0033 東京都中央区新川2-2-4 新共立ビル2F

旧軽井沢の歴史と景観を守る会

Eメール：info@kyukaruizawa.com

ホームページ：<https://kyukaruizawa.com>

令和4年4月1日制定

令和6年1月1日改定

令和7年7月1日改定